

独立行政法人国立公文書館における利用等規則の一部改正案について

内閣府大臣官房公文書管理課

新たな国立公文書館建設に関する基本計画（平成 30 年 3 月 30 日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、つくば分館の機能転換、書庫化等のため、閲覧場所に関する利用等規則の規定を令和 2 年 3 月に改正し、令和 2 年 7 月 1 日より同館閲覧室を閉室することとされていた。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の国内発生状況や緊急事態宣言発令等を踏まえ、同館が臨時閉館（2 月 28 日～6 月 1 日）し、その後 5 月 25 日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い 6 月 2 日に開室を再開したところ。

可能な限り利用者の利便性を図ることが国立公文書館の使命であることに鑑み、同館の工事等のスケジュールを見直し、改修工事に伴う閲覧室の閉室時期を遅らせることが可能となった。

以上のことから、つくば分館閲覧室の閉室を当初の 7 月 1 日から 9 月 1 日に変更することとし、規則改正を行うものである。

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この規則改正は、<u>令和 2 年 9 月 1 日</u> から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則改正は、決定の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則改正は、<u>令和 2 年 7 月 1 日</u> から施行する。</p>